

(別添) 感染の疑いがない場合の対応について

1 入所・居住系

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、消毒等の対応を徹底し、通常の事業を継続。

2 通所系

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、消毒等の対応を徹底し、通常の事業を継続。

(1) 通所しない場合

ア 利用者が、感染のおそれから、利用者の判断で通所しなかった場合

通所を強制しないこと。一定の条件のもと本体報酬が算定できます。

イ 事業所の判断で開所しない場合

報酬算定できません。

ウ 事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合は、一定の条件のもと本体報酬が算定できます。やむを得ないと市町村が判断する場合は、保健所が外出自粛の要請を実施した場合等です。

(2) 通所しない場合の報酬算定

(1)のア、ウの場合に「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能。(令和2年2月20日厚生労働省事務連絡)」となっている。

支援の提供の要件

支援内容・・・1日1回は連絡し健康管理、相談支援を行うこと。

緊急時の対応ができる体制を確保すること。

必要であれば訪問すること。

記録の作成、保存・・・居宅等における支援を行うこととなった事情を記録、保存すること。

居宅等における支援が必要か確認すること。

居宅等における支援内容について利用者との相談、事業所内での会議を実施し、記録に残すこと。

支援を提供した場合、日報を作成すること。

居宅等において支援を提供することについて、個別支援計画の見直しは不要

3 訪問系（居宅介護等）

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、消毒等の対応を徹底し、通常の事業を継続。

サービス提供のない場合は、報酬算定できません。